

各 位

日本機械輸出組合  
専務理事 赤津光一郎

**中国知財の最新動向セミナー**  
**～技術輸出入管理条例の改正、商標の冒認出願問題、知財侵害紛争等**  
**に関する新たな動きを中心に～**

「一帯一路」、「中国製造 2025」をスローガンとして発展を続けてきた中国経済は、「米中経済戦争」という大きな困難に直面しています。米国の要求への対応として中国は、「技術輸出入管理条例」や「商標法」の改正を行いました。また、中国における知財侵害紛争はますます増加する傾向にあります。日々刻々と変化を続けている中国知財の最新動向に注意し、正確に理解する必要性が高まっています。

多くの日本企業が、中国企業との間で、技術ライセンス契約を締結していますが、技術ライセンス契約を規制する中国の「技術輸出入管理条例」の 2019 年改正の具体的内容を正確に理解されていますでしょうか。確かに以前に比べて改善された点はあるものの、日本企業に不利な内容のいくつか(例えば、技術保証責任)は、技術輸出入管理条例の中に従来どおり残ったままです。また、技術輸出入管理条例の 2019 年改正で削除された内容の多くが、契約法や独占禁止法等に含まれていることにも、注意する必要があります。

また、日本企業のブランドが中国で第三者により無断で商標出願されるという問題も、多く発生しています。最近の中国では、当該問題に対処するための法的根拠規定が拡大される傾向にありますので、簡単にあきらめるのではなく、法的根拠規定を正確に理解し、対応策を検討する必要があります。

最近では、中国の知財侵害紛争に巻き込まれる日本企業も、増加しています。中国の知財侵害紛争は、制度上も実際上も様々な変化の中にあるほか、日本と異なる点も少なくないため、日本企業としては、中国の知財侵害紛争の特徴を正確に理解し、対応策を検討する必要があります。

そこで、当組合では、技術輸出入管理条例の改正、商標の冒認出願問題、知財侵害紛争等を中心とする中国知財の最新動向について具体的に解説するセミナーを開催することといたしました。

講師は、中国知財問題に関する屈指の専門家として知られるBLJ法律事務所の遠藤誠弁護士をお迎えしております。各位奮ってご参加下さるようご案内申し上げます。

つきましては、参加を希望される方は、下記の申込方法よりお申し込み下さい。

記

I. 日 時：2019年11月19日(火) 13:30～16:40

II. 場 所：機械振興会館 地下2階ホール (東京都港区芝公園3-5-8)

<http://www.jspmi.or.jp/kaigishitsu/access.html>

III. テーマ：「中国知財の最新動向～技術輸出入管理条例の改正、商標の冒認出願問題、知財侵害紛争等に関する新たな動きを中心に～」

#### IV. 講演内容

##### 1. 最近の中国経済のキーワードと知財への影響

- (1) 「一帯一路」
- (2) 「中国製造 2025」
- (3) 「米中経済戦争」

##### 2. 技術輸出入管理条例の改正

- (1) 2019年改正で「変わった点」と「変わっていない点」
- (2) 技術輸出入管理条例が改正されても、契約法と独占禁止法に注意する必要あり
- (3) 今後の対応策のご提案（とくに契約の準拠法条項及び紛争解決条項に関して）

##### 3. 商標の冒認出願問題への対応策

- (1) こんなに多い！商標の冒認出願への対応策をとるための法的根拠規定
- (2) 「使用を目的としない悪意のある商標登録出願」（商標法 2019年改正により追加）の具体的内容
- (3) 冒認出願されても すぐにあきらめるな！さまざまな対応策のポイントをまとめて紹介！

##### 4. 中国における知財侵害紛争

- (1) 日本よりも、中国での知財侵害紛争に要注意！ 激増する中国の知財侵害訴訟と行政摘発
- (2) 中国の知財侵害訴訟の特徴と最高人民法院の制度改革
- (3) 中国における特許権侵害判断基準は、日本とどう違うの？
- (4) 中国における損害賠償額算定～賠償額の上限はあって無いようなもの？
- (5) まとめて解説！中国における「標準必須特許」の差止請求とFRANDロイヤルティの算定

講師：BLJ法律事務所 弁護士・博士(法学) 遠藤 誠 氏

#### V. 受講料：2,000円

受講料を当日、会場受付にてお支払い下さい。領収書をお渡しします。

#### VI. 定員：120名（先着順とさせていただきます。）

#### VII. 申込方法：参加ご希望の方は、11月15日（金）までに、当組合ホームページの下記URLよりお申し込み下さい。

<http://jmcti.org/jmchomepage/semminar/index.htm#chizai>

キャンセルされる場合は、11月15日（金）まで、下記連絡先にご連絡願います。

※セミナー当日、お名刺を受付にお渡し下さい(受講券は発行いたしません)。

※講演内容のビデオ撮影、録音等は固くお断り申し上げます。

※『中国の特許権侵害紛争における権利保護範囲の解釈と侵害判断』（2019年4月刊）

『中国における技術標準と特許をめぐる最新動向と日本企業の戦略』（2018年6月刊）

『中国企業との技術ライセンス契約に関する法的リスクとその対策』（2017年7月刊）

『中国商標法逐条解説～第三次改正完全対応版～』

（遠藤誠著、日本機械輸出組合発行）もご利用いただければ幸いです。

同書籍は本セミナーの際に販売する予定です。

本件連絡先:通商・投資グループ くらもと 庫元、江川 Tel.03-3431-9348 / E-mail:[tohshi@jmcti.or.jp](mailto:tohshi@jmcti.or.jp)